

指定居宅介護支援事業所における

「特定事業所集中減算」の取扱いについて

- 指定居宅介護支援の提供に当たっては、「特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない」とされています。（基準省令第1条第3項）
- 当該基準に沿った適切な業務運営が行われるとともに、介護支援専門員の独立性を担保するために、「特定事業所集中減算」制度が導入されています。
- 居宅介護支援事業所は、毎年度2回、判定期間内に作成された居宅サービス計画について、特定事業所集中減算の判定手続きが必要です。

・市への報告期限は、毎年度9月15日（前期）と3月15日（後期）の2回です。（下記3参照）

・平成30年度後期から、市ホームページのみで周知させていただき、文書による通知はいたしません。

市ホームページ：ホーム＞暮らし＞保険・年金＞介護保険＞介護事業者の皆様へ＞
居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取り扱いについて

1 特定事業所集中減算について

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた「訪問介護サービス等（※）」の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合、特定事業所集中減算として、1月につき、200単位を所定単位数から減算します。

（「同一の訪問介護サービス等に係る事業者」とは、同一法人格を有する法人単位をいう）

（※）訪問介護サービス等

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

【通所介護・地域密着型通所介護の取扱いについて】

通所介護と地域密着型通所介護は、原則それぞれの紹介率を算定しますが、地域密着型通所介護は通所介護に含めて算定することとして差し支えありません。

※算出方法は、様式（別添1-2）、（別添2-2）により各事業所が選択してください。

2 判定様式について

- （1）別添1～4の様式（以下「判定様式」）により判定を行います。
- （2）判定様式は、判定の結果にかかわらず、判定期間後の減算適用期間が完結してから5年間保存してください。

3 判定期間、市への報告期限、減算適用期間について

- (1) 判定は、毎年度2回（前期及び後期）行います。
- (2) 判定期間が前期の場合は9月15日までに、後期の場合は3月15日までに、すべての居宅介護支援事業所は判定を行ってください。その上で、判定結果が80%を超えた場合のみ（正当な理由の有無に関わらず）、下記4の提出先へ判定様式を提出してください。

区分	対象事業所	判定期間	市への報告期限	減算適用期間	判定結果保存
前期	3月1日現在で指定を受けている事業所	3月1日から8月末日まで	9月15日まで	10月1日から3月31日まで	4月1日から5年間
後期	9月1日現在で指定を受けている事業所	9月1日から2月末日まで	3月15日まで	4月1日から9月30日まで	10月1日から5年間

4 提出先

〒897-0215 南九州市川辺町平山 3234 番地
南九州市役所長寿介護課介護保険係 Tel 0993-56-1111

5 判定の手順

- ①. 別添 2-1 及び別添 2-2 の『居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式（紹介率最高法人判定用）』により、各サービスの紹介率最高法人を判定してください。



- ②. 別添 1-1 及び別添 1-2 の『居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式』により、各サービスの紹介率を算出してください。
その結果、訪問介護サービス等のうち1つでも紹介率が80%を超えた場合には、別添 1、別添 2 とともに上記4の提出先へ提出してください。



- ③. ただし、「正当な理由」に該当する項目がある場合には、別添 1-1、別添 1-2 に理由を記載し、別添 3 の『特定事業所集中減算 理由書』により、該当箇所に○印（必要に応じて再計算を行う）を付ける若しくは別添 4 の「居宅サービス事業所等の選択に関する説明についての確認書提出一覧表」を作成の上、全ての書類（別添 1-1、別添 1-2、別添 2-1、別添 2-2、別添 3-1～3-3 のいずれかの理由書又は別添 4）及び正当な理由を確認することができる資料（任意様式）を提出してください。

6 減算の対象とならない「正当な理由」について

5の③に規定する「正当な理由」は、別添「正当な理由の取扱いについて」のとおりです。